

学校法人のキャッシュ・ フロー計算書

キーワード 学校法人, 財政分析, 資金収支計算書, キャッシュ・フロー計算書, レットゾーン, イエローゾーン, 破綻

中京大学経営学部教授 梅田守彦

1. はじめに

学校法人には、貸借対照表とならんで資金収支計算書・消費収支計算書の2種類の収支計算書の作成が義務づけられている。このうち企業会計における損益計算書にほぼ相当する消費収支計算書は、基本金組入れという資金留保計算が含まれている点に数多くの批判が加えられてきたものの、とくに外部の関係者が大学の財政状況を判断するにあたって重視されてきたのはこちらのほうであった。すなわち大学財政は、かつては消費収支差額を中心として、そして基本金組入額をあらかじめ差し引くことの不合理性が広く認識されるようになって以降は、帰属収支差額の多寡でもって論じられることが多かった。

これに対して、「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう）の収入及び支出のてん末を明らかにする」（学校法人会計基準第6条）ために作成される資金収支計算書を利用した分析は、企業会計におけるキャッシュ・フロー分析のようには定着しなかったといえよう。おそらくそれには、「収入及び支出」の状況を報告するとはいっても、学校法人の収入・支出の状況が活動ごとに区分して示されて

いないためにそのままでは利用しづらいというに、後述するようにこの計算書に予算管理機能を負わせようとしたことでその性格があいまいなものとなってしまったことなども影響しているであろう。

このような難点を改善するために、予算管理的な側面を盛り込むことは止めて実際の資金の流入・流出の描写に限定することや、キャッシュ・フロー計算書へと組み替えてその有用性を高めようといった提案なども出されたものの、資金収支計算書の形式ないしその内容が変えられることはなかった。しかし、私立大学の定員割れが大きな問題となるなか、2007年8月に日本私立学校振興・共済事業団の学校法人活性化・再生研究会が公表した『私立学校の経営革新と経営困難への対応』（最終報告）のなかで、資金収支計算書をキャッシュ・フロー計算書に組み替えたうえで、教育研究のキャッシュフローを最重要指標として大学法人の財政状態を把握しようという方向が示されたことは、資金収支計算書のあり方を再検討する大きな契機となるように感じられる。なんとといっても、私立大学への補助金配分などを担当する文部科学省の外郭団体である同事業団が、それを正規の財務諸表として位置づけるか否かについては直接には言及してはいないものの、資金収支計算書の組み替えを提言していることの影響は決して小さ

くはないであろうからである。

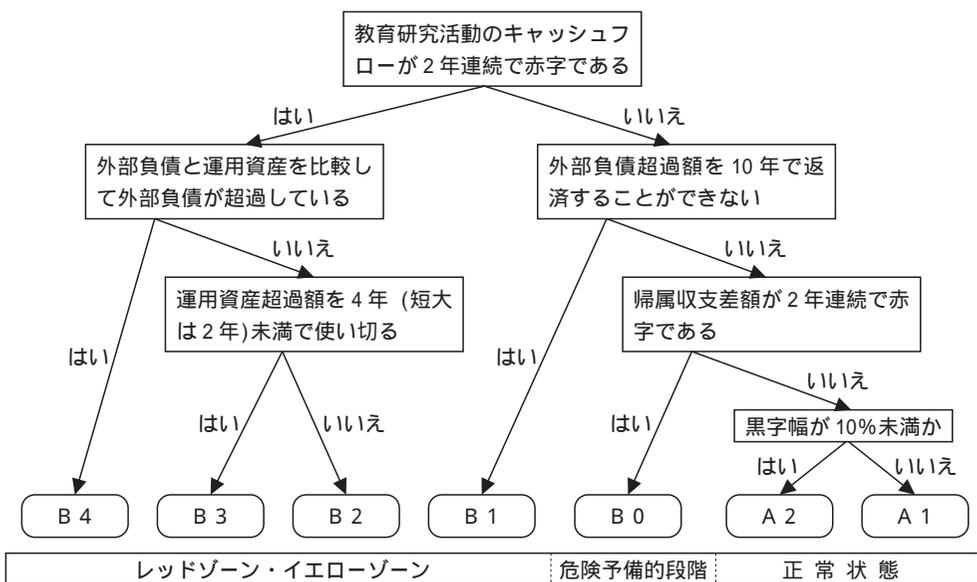
2. 日本私立学校振興・共済事業団の示すキャッシュ・フロー計算書

日本私立学校振興・共済事業団（以後は私学事業団と記す）の『私立学校の経営革新と経営困難への対応』は、「経営悪化の兆候をできるだけ早期に発見し、まだ回復の可能性がある時点で警鐘を鳴らすことができれば、経営破綻の防止に有効である」¹ との問題意識からまとめられた報告書である。そこでは、私立大学は自らの責任で破綻予防策を講じることが必要であるとの大原則のもと、ガバナンス体制の整備や教学面の改善などと並んで、財政状況の改善や各種情報公開の必要性などが説かれている。

同報告書は私立大学が社会に果たしている貢献を高く評価して、高等教育に対する公的資金の増額や私学事業団の財政基盤の強化などを訴えかける一方で、いくつかの私立大学が破綻した場合には私立大学全体の信頼性が失われかねないという危機意識のもと、当事者である私立

大学のみならず文部科学省をはじめとする関係諸団体が協力して破綻予防のスキームを作り上げなければならないとしている。

この報告書の主眼は、「学校法人の破綻のきっかけは資金ショートである」² ので、キャッシュ・フローを最重要指標として大学法人の財政状態を把握しようというところにある。したがってここでは、消費収支計算書を利用して「当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにする」（同会計基準第15条）ことよりも、資金の収支状況の把握のほうを優先すべきであると考えられている。そのためには、資金の流入・流出の状況をより明確に示すことが必要となるので、収入・支出それぞれの内容を区分して表示することなしにたんに項目を列挙しているだけの現行の資金収支計算書を、企業会計におけるものと同様なかたちで「教育研究活動のキャッシュフロー」「施設等整備活動のキャッシュフロー」「財務活動のキャッシュフロー」の3つに区分したキャッシュ・フロー計算書に組み替えることを提案するのである。



$$\left\{ \begin{array}{l} \text{外部負債} = \text{借入金} + \text{学校債} + \text{未払金} + \text{手形債務} \\ \text{運用資産} = \text{現金預金} + \text{引当特定資産} + \text{有価証券} \\ \text{帰属収支差額} = \text{帰属収入} - \text{消費支出} \end{array} \right.$$

ただし厳密に言えば、この報告書が示すキャッシュ・フロー計算書は、企業会計におけるものとは少し形式が異なっている。というのは、ここでは大学法人の資金の出入りをまずは「事業活動のキャッシュフロー」と「財務活動のキャッシュフロー」に大きく2分したうえで、そのうちに事業活動のキャッシュフローを、教育研究活動によるものと施設等整備活動によるものとに細分するかたちが採られているからである³。

ともあれ、こうして求められる「教育研究キャッシュフロー」に、「外部負債と運用資産の差額」と「帰属収支差額」を加えた合計3つの指標をもとにして財政分析が進められていく。これについては、わずかに3指標のみによって、と表現するほうが適切なのかもしれないが、いずれにせよこのフローチャートに沿って各大学・短大を、大きくは「レッドゾーン・イエローゾーン」、「危険予備段階」、「正常状態」の3段階に、そしてより細かくはA1からB4までの7段階に分類するのである⁴。

この報告書ではB4からB1までを一括して「レッドゾーン・イエローゾーン」と示し、その定義を「過大な債務を抱えている等の理由で、自力での再生が困難になった状態」(レッドゾーン)、「教育研究活動によるキャッシュフロー」が2年連続赤字か、又は過大な外部負債を抱え10年以内に返済が不可能な状態であり、経営上看過できない兆候がみられるが、学校法人自身が経営改革努力を行うことにより、経営改善が可能な状態」(イエローゾーン)と説明しているだけであることを確認しておきたい。いいかえると、ここではB4からB1までのそれぞれに対して財政状態を端的に示すような短評が付されているわけではない(このことは正常状態とされた大学群のなかでのA2・A1の区分についても同様である)。しかし、これが新聞報道においては、B4からA1までの7区分について、それぞれ以下のような説明がなされていた⁵。

- B4：いつつぶれてもおかしくない
- B3：在学中に破綻の可能性
- B2：蓄積資金を取り崩してなくなれば破綻

B1：黒字だが借金過多

B0：収支が赤字

A2：収支は黒字だが設備更新能力が不十分

A1：収支が黒字(10%以上)で設備更新能力あり

このフローチャートを一見すれば分かるように、教育研究活動のキャッシュフローが2年連続で赤字ならば、もうそれだけで「B4」から「B2」のどこかに分類されてしまうことになる。そして、教育研究活動のキャッシュフローが赤字であるこれらの大学に、教育研究活動のキャッシュフローは赤字を免れているものの外部負債を相当に多く抱えている大学(B1)を加えた大学群が、ここでは「レッドゾーン・イエローゾーン」に分類されているのである。

レッドゾーンとイエローゾーンの境目は必ずしも明確にされているわけではないが、この報告書が「自力での再建が困難になった状態である」とB4を定義する以上は、少なくともこれに該当するとされる9つの大学法人と6つの短大法人はレッドゾーンに分類されているものと考え以外にないし、そうであれば前述のような私学事業団の記述に沿って「15法人が破綻危機」であるとの見出しを立てて記事にしたのも当然であるといえよう。しかし、「経営上看過できない兆候がみられるが……経営改善が可能な状態」と定義されているイエローゾーンの大学群に対して「経営困難状態」にあると報道するのは、もしもプレスリリース等で私学事業団の関係者からそのような説明を受けたのではないとすれば少し行き過ぎであると評すべきであろう⁶。

ところでこのフローチャートには、「外部負債と運用資産の状況：教育研究活動のキャッシュフローが赤字の時は、過去の蓄積である運用資産を取り崩すこととなり、何年で使い切るかが重要になる」という短い記述が添えられている。この部分は、同報告書の基本的な考え方を端的に表している重要なものである⁷、この意味するところを、ある大学がたとえば「B3」に分類されるまでの流れを例にとって少し考えてみよう。

教育研究活動のキャッシュフローが2年連続で赤字である……もちろん企業においても、営業活動によるキャッシュ・フローが2年連続でマイナスを示すというのは大変苦しい状態であることはたしかである。しかしそれだけでただちに「破綻の危機」ないし「破綻予備軍」のように扱われてしまうことはおそくないであろう。

運用資産（現金預金・引当特定資産・有価証券）のほうは外部負債（借入金・学校債・未払金・手形債務）より大きい……企業の場合には、外部負債が運用資産を上回っている状態はさきわめて一般的なものであろう。したがってそのことが経営判断の指標としてこれほどまでに大きく取り上げられることはない。また、企業の場合には、将来的な資金の過不足を考えるにあたっては保有する固定資産の売却価値ないし担保価値も考慮されることであろうが、ここでは大学の財政状態を判断するにあたってそれらはいっさい無視されている。手持ちの金融資産と外部負債とを対比させるといふ点からいえば、当座比率ないし流動比率と同様の性格を有するが、企業の経営分析において当座比率ないし流動比率にはここまで重い意味合いは持たされていない。

運用資産超過額を4年（短大は2年）未満で使い切る……たとえば、の教育研究キャッシュフローが現段階で年間6億円のマイナスであり、のようにして求められる「金融資産の純額」が20億円であったとすると、このままだと20億円を毎年6億円（ないしそれ以上）のペースで食いつぶしてしまうだけという判断から、「在学中に破綻の可能性」があると評されるのであろう。

企業の財務安全性をみるさいには、流動比率・当座比率などの算定から始まって、保有する各種財産の担保価値・売却価値なども査定しながら、債務超過に陥るまでのいくつかの段階ごとに細かな分析が加えられることになる。しかしこの報告書では、大学の財政状況の判断にあ

たっては、まずは教育研究活動のキャッシュフローの正負を取り上げ、各種資産については「運用資産」すなわち現金預金、引当特定資産、有価証券といった金融資産のみが考慮されるだけである。

大学の場合は、企業のようにたとえば“新製品を出して一発逆転”というのが現実にはなかなか起こりにくく、多少の順位の変動はあるにせよ基本的には偏差値序列システムのなかでの大きな流れに身を任すしかないのが現実である。この報告書は考えているようである。したがって、たとえばひとたび定員が割れて教育研究キャッシュフローが赤字になってしまったなら、大学を取り巻く諸条件が一層厳しさを増している現状にあっては、事態は良くて横ばい、おそらくは程度の差こそあれ一般には下り坂に入っていくだけなので、あとは過去の金融資産の蓄積（運用資産と外部負債の差額）を食いつぶす状態に陥るだけであろう、くわえて、固定資産を切り売りしながら延命を図ることなどありえない（ないしすべきではない）であろう、といった発想が色濃く現れたフローチャートであると評することができよう。

3. 現行の資金収支計算書の性格

くりかえすと、資金収支計算書は「当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにする」ために作成されるものである。つまりそこには、当該年度の教育研究活動に対応するすべての収支を明らかにする 当該年度の支払資金のてん末を明らかにする の2つの目的が同居しているため、若干の問題が生じている。

たとえば今年度実際に受け取った現金には、今年度の活動に対応するものばかりではなく、次年度入学生からの入学金の前受分や前年度未納授業料の今年度受入分などもある。同様に、今年度の活動によって得られるはずのものが、前期または次期に入金された（入金される）といったようなことも生じる。そこで資金収支計

算書は、収入をいったん発生主義でもって計上したのちに、未回収分を控除するなどして現金主義に引き戻すという構造をとることによって、上記の2つの目的の並立を図ろうとしている。このことは支出項目についても同様である。

このように、まずは発生主義で認識したのちに、資金収入調整勘定ならびに資金支出調整勘定という2つの勘定を設けて現金主義に戻す構造をもつ計算書を資金収支計算書として扱うことについては批判も多い。たとえば日本公認会計士協会学校会計委員会は比較的早い段階で、その性格を明確にするために上記の ①の目的は消費収支計算書に委ね、資金収支計算書は ②の支払資金のてん末の説明に限定すべきであるとしている⁸。

しかし、このことは資金収支計算書にどのような機能を期待するのかという点にかかわる問題でもある。現行の学校法人会計基準の設定に大きな役割を果たした高橋吉之助・村山徳五郎は、「法人における予算制度は古くから行なわれているにもかかわらず、その目的、果たしうる機能等に対する学校法人自体の自覚は一般に低く、またその手続の開発も遅れている面があるので、このように、基準としてはやや啓蒙的にすぎる記載が必要であると考えられる⁹」と述べたうえで、収支計算の目的を「予算および実算において諸活動に対応するすべての収入支出を明らかにしなければならない¹⁰」としたために、資金収支計算書は上記のように2つの目的を併せもつものとなったようである。

そのような要請があったために資金収支計算書（ならびに消費収支計算書）は、予算額・決算額・差異額を併記する形式となっている。これに関して日本私立大学連盟学校会計委員会は、

資金収支計算書のキャッシュ・フロー計算書への組み替えを提言する一方で、「資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容を示しながら、支払資金の収入及び支出の顛末をも示す、よく組み立てられた計算書類である¹¹」との評価を下してもいる。このように管理的側面を重視する立場からは、現行の資金収支計算書の構造は一定の合理性を有しているにとらえることもできるようである。

ただし、前出の高橋吉之助を主査とする日本会計研究学会のスタディ・グループの報告書には、「このたび制定をみた学校法人会計基準においては、資金収支計算が、資金の年度の動きのみならず、各年度の諸活動をも資金収支の面にあらわす、という目的が課せられた。……将来、消費収支計算から導き出される消費収支計算書および貸借対照表に関係者が習熟し、その利用が普及するにともなって、資金収支計算の目的はその本来のものに復帰させることとなるであろう¹²」とも記されている。すなわち資金収支計算書の目的は、学校法人会計に対する理解の深まりとともに純化されていくことが期待されていたのである。

ところで企業においては、そのコントロールの良否はマーケット・メカニズムをとおして判断される。そのため企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書には、設定された予算の表示ならびにそれと実績との比較を外部に報告しようというような意図はもとより存在しない。これに対して、そのようなかたちのコントロールが期待できない（ないし期待すべきでない）非営利組織にあっては、自らの使命をはたして十分に遂行しうるのか否かの検討を予算編成のプロセ

資金収支計算書		年月日から 年月日まで	
収入の部			
科目	予算	決算	差異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
⋮			

スで十分に行なうことに加えて、予算と実績とを比較していくかたちでコントロールが展開される。また、補助金を交付する所轄官庁にとっても、予算の執行状況をモニターすることはきわめて重要である。したがって、資金収支計算書を組み替えてキャッシュ・フロー計算書を作成するといった場合には、資金収支計算書をそのまま残してキャッシュ・フロー計算と併存させるのか、それともこれを廃止してキャッシュ・フロー計算書に一本化するのかといった問題と併せて、予算額・決算額・差異額を記録する機能はどの計算書類が担うことになるのか、そしてそれはどのようなかたちで公開するのが望ましいのであろうか、といった諸点に係る検討も必要となってくる。

さきに日本私立大学連盟の学校会計委員会は、キャッシュ・フロー計算書の導入を提言したさいに、当面は学校法人の経営実態を示す計算書と位置付けて、資金収支計算書とは別個に開示用として作成することを提案した¹³。しかしそれから約1年のちには、財務諸表の体系から資金収支計算書を外し、キャッシュ・フロー計算書を外部報告目的の財務諸表と位置付けるとともに、予算編成・予算統制といった内部管理目的に資するものとして収支予算書および収支決算書を作成するという主張へと変わってきた¹⁴。

このように、たとえば経営者団体である日本私立大学連盟学校会計委員会の報告書をとってみても、正規の財務諸表の体系にキャッシュ・フロー計算書をどのように位置づけるのかに関する見解は揺れ動いているようではあるが、それらで示されたキャッシュ・フロー計算書のひな形では、いずれにおいても予算と実績およびその差異を記載する形式にはなっていなかった。しかし、いずれの計算書がそれを担うかはともかくとして、予算・実績比較を報告することの必要性は十分に認識されていることがうかがえる。

4. 資金の範囲ならびに帳簿組織

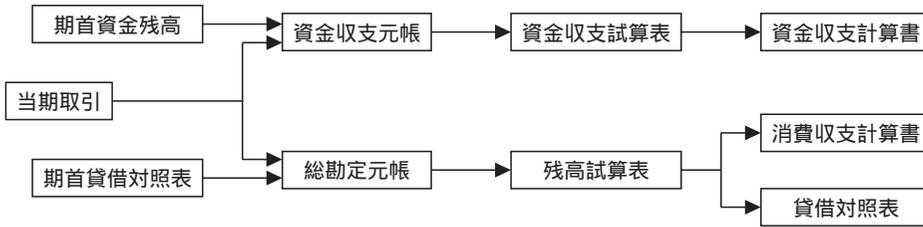
資金収支計算書が有している2つの目的、すなわち、当該年度の教育研究活動に対応する

すべての収支を明らかにする 当該年度の支払資金のてん末を明らかにする のうち前者の目的を放棄し、これに代えてあらたに作成するキャッシュ・フロー計算書には企業会計におけるものと同様に後者の機能のみを負わせることにするとしても、資金の範囲をどのように規定するのかという課題は残っている。

企業会計においては、資金の範囲は現金および現金同等物、すなわち換金が容易であり価値の変動についてわずかなりリスクしか負わないところの3か月以内に決済日が到来する短期投資と定義されている。しかし、日本私立大学連盟の学校会計委員会の2002年の報告書では、「私立学校の性質上」3か月を超えるものであっても用途が特定されていない場合には現金同等物として扱うことを提案している¹⁵。

年度初めにその年度分の授業料等を一括して受け取り、それらを徐々に経費支払いに充てていくというかたちをとる私立大学においては、流出までに比較的長い時間的余裕のある支払用資金を多額保有することになるわけであるが、それらを3か月を超える短期投資ないし定期預金等で運用した場合にも、これを現金同等物として扱っても差支えないのであろう。また、現行の学校法人会計基準においては、支払手段として利用しうる資金をある一定額だけ拘束しておかなければならないとされているような部分もある。したがって、現行の学校法人会計基準の基本的枠組みを前提とするかぎり、企業会計と同じ資金の定義をそのままのかたちで学校法人に準用することはできないようである。

ところで、学校法人の取引の多くは、授業料や入学金等の受取り、人件費や教育研究・管理経費の支払いといったような、資金収支をとまなう取引でかつ損益取引でもあるものである。しかし、なかには資金の収支を伴わない取引もある。そこで、消費収支計算書（損益計算書）と資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）をいずれも元帳をとおして作成するために、資金収支元帳と総勘定元帳の2つの元帳を作成している。したがって仕訳も2とおり行なわれてそれぞれの元帳に転記される。



こうして現行の学校法人会計基準では、2系統の元帳をとおして3種類の計算書を作成することになっている。したがって、消費収支計算書に代わってキャッシュ・フロー計算書が正規の計算書類に位置付けるとしたときには、それでも現在のように2系統の元帳を引き続き使用するのか、それとも企業会計におけるものと同じように、1系統のもので済ませてしまうのかについての検討も必要とされよう¹⁶。

5. おわりに

これまででは、その計算方式の欠点を指摘されながらも、消費収支計算書が財政分析のさいの主要資料として利用されてきた。この消費収支計算書は発生主義で作成されるものであるため、そこでの消費支出には教育研究や一般管理業務に係る施設設備の減価償却費も当然ながら含まれている。つまり、消費支出差額を用いるかそれとも帰属収支差額で評価するかはともかく、いずれにしても減価償却費を費用に計上したうえで財政状況が判断されているわけである。

しかし、教育研究活動のキャッシュフローを最重要指標として位置づける分析では、基本金組入額を控除もしなければ減価償却も計上されないところの、教育研究活動のキャッシュフローの正負がまず問われることになっている。このような分析手続きからは、多くの大学において学生数急減による財政難が顕在化するにつれて、総収入から将来の設備投資等に必要額を留保した残額と経常的な経費とを対比させて大学の収支の均衡状況を判断しようといったような余裕のあった時代はすでに過去のものとなり、既

存設備の更新資金分の留保すなわち減価償却費の計上も場合によっては考慮外に置かざるを得ないこともありうるという認識のもの、一層厳しい状況を背景にした報告書であるにとらえることができるのではないだろうか¹⁷。

注

- 1 日本私立学校振興・共済事業団 同報告書、2007年8月、p.13。なおこの報告書では「キャッシュフロー」という語句が使用されているので、本稿においては、同報告書に直接的に関わる部分については「キャッシュフロー」、それ以外の一般的記述については「キャッシュ・フロー」と使い分けることにする。
- 2 同 p.13。
- 3 教育研究活動と施設等整備活動をひとまとめにして事業活動と括ったことについては、この報告書ではとくに説明は加えられていない。2002年3月に公表された日本私立大学連盟学校会計委員会の「新たな学校法人会計基準の確立に向けて [1] 『学校法人会計基準への提言』(最終報告)」では、教育研究活動によるキャッシュ・フローと施設等整備活動によるキャッシュ・フローは「収支に関連性があるため、両者を合算したものととして」(p.6) 事業活動のキャッシュ・フロー区分を設けるというごく簡単な記述があるが、おそらくはそれをそのまま適用したものであろう。
- 4 日本私立学校振興・共済事業団 前掲報告書、p.28。ただし、この帰属収支差額という言葉は必ずしも定着しているとはいえない。たとえば「学校法人会計基準の最大の特徴ともいべき基本金は、大多数の利害関係者が疑問を持つところである。……あらかじめ一定のいわゆる『利益』を確保したうえで人件費や物件費に充当すると見られている」との見解を示して、まずは

帰属収入と消費支出の差額を対応させる計算構造を示した日本私立大学連盟の学校会計委員会『新たな学校法人会計基準の確立に向けて（中間報告）』（2001年11月）では、帰属収入から消費支出を差し引いた額のことを「経常収支差額」ないし「基本金控除前差額」と表現している。

- 5 日本経済新聞 2007年12月21日。なお、朝日新聞 2008年1月21日では、B4：いつつぶれてもおかしくない B3：在学中に破綻の可能性 B2：蓄積資金を食って、なくなれば破綻 B1：黒字だが、借金が過多 B0：B1の一步手前の段階 A2：黒字だが、設備更新能力を行うには不十分 A1：設備更新ができる十分な黒字、のように表現が若干異なっている。
- 6 この報告書において「レッドゾーン・イエローゾーン」に区分されたのは、大学法人64、短大法人34の合計98法人である。その内訳は、B4：（大学法人・短大法人の順に）9法人・6法人、B3：11法人・1法人、B2：38法人・22法人、B1：6法人・5法人、である。調査対象となった法人数は、大学法人521、短大法人144の合計665法人であるので、全体に占める『経営困難法人』の割合は約14.7%となる。上記の日本経済新聞記事は「イエローゾーンが調査対象の約15%に当たる計98法人に上ったことで、大学・短大の淘汰時代が現実味を増した」としている。
- 7 同報告書は以下のようにも説明している。「まず資金収支計算書から施設設備に関する収支と財務活動に関する収支を除いて、教育研究活動に関する収支差額がどの程度生じているかを把握する。その上で、この教育研究活動のキャッシュフローが仮に赤字だった場合には、運用資産（現金預金や特定預金等の換金可能な資産）で何年補填できるのか、一方黒字だった場合には、外部負債（借入金等外部に返済が必要な負債）を一定の年限以内で返済可能であるかを分析することによって、学校法人の経営状態を分類した。」（p.13）
- 8 日本公認会計士協会学校会計委員会「学校法人会計基準の問題点について」1976年10月。この点に関しては、たとえば千葉洋「学校法人会計基準における資金収支計算書の再検討」『杏林社会科学研究』第16巻第2号、2000年9月、古屋晶子・浅田孝幸「学校法人会計の研究：制度会計からの課題と解決方法について」『大阪大

学経済学』第54巻第2号、2004年12月、なども参照されたい。

- 9 高橋吉之助・村山徳五郎「学校法人会計基準（案）逐条解説（1）」『産業経理』第29巻第10号、1969年10月、p.76。
- 10 同 p.78。
- 11 日本私立大学連盟学校会計委員会「学校法人会計基準見直しへの提案[2003年報告書（中間報告）]」2003年5月、p.9。
- 12 日本会計研究学会スタディ・グループ『学校法人会計制度の基礎』国元書房、1973年、pp.27-28。
- 13 日本私立大学連盟学校会計委員会 前掲 2002年報告書、p.5。
- 14 日本私立大学連盟学校会計委員会 前掲 2003年報告書、p.10。
- 15 日本私立学校振興・共済事業団 前掲報告書、p.6。
- 16 佐藤倫正によれば「現金収支も運転資本収支も損益も、結局は、営業活動の測定の仕方の違いにすぎない」。（『資金会計論』国元書房、1993年、p.130）学校法人の場合には、消費収支計算と資金収支計算との間には、固定資産取引などを除いては企業の場合と比べてあまり大きな差がないといえることができるが、消費収支計算も資金収支計算もともに「リアリティ」が同等にあるということで、この両者を並列に位置付けておくことでいいのだろうか。それとも、どちらかに優先順位を付ける必要があるのであろうか。1系統の元帳で済ませるといったときには、企業会計におけるものと同様にまずは消費収支計算に焦点を当てたのちに、それに修正を加えて資金収支計算書を作成する方向を目指すのか、それともまずは全体の資金の動きをつかむための直接法キャッシュ・フロー計算書を作成したうえで、それに期間的ずれを加減して消費収支計算書を作成するのか、という選択にせまられることになるのであろう。
- 17 私学事業団の報告書『私立学校の経営革新と経営困難への対応』は、その目的は大学の経営状態を判断するにあたってはまず教育研究活動のキャッシュ・フローに注目しようということであって、キャッシュフロー計算書を資金収支計算書に置き換えるというところに焦点が当てられているわけではない。このことは、同事業

団の西井泰彦私学経営相談センター長の「組替え方法を議論し出すと非常に難しいところがありますが、その辺は割り切って、多少簡単にしています」という発言にもよく示されている。（「座談会 学校法人会計を取り巻く最近の状況」『会計・監査ジャーナル』No. 629, 2007年12月, p. 72.）

本稿は東京高等教育研究所の「大学の財政分析」研究部会での議論に多くを負っている。山口孝先生（明治大学名誉教授）、野中郁江先生（明治大学）、山口不二夫先生（明治大学）はじめ、ご指導いただいている皆様に深く感謝申し上げます。もちろん、ありうべき誤りはすべて筆者の責に帰すことはいうまでもない。